

平成26年2月26日

平成26年第1回

水戸市国民健康保険運営協議会

(資料)

水戸市 保健福祉部 国保年金課

水戸市国民健康保険運営協議会次第

日 時 平成 26 年 2 月 26 日 (水) 午後 3 時 30 分

場 所 水戸市役所 本庁舎南側臨時庁舎 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免等について

(2) 水戸市国民健康保険の事業状況について

(3) 平成 26 年度税制改正への対応について

(4) その他

4 閉 会

議題 1 国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免等について

1 趣旨

一部負担金の減免又は徴収猶予（国民健康保険規則第25条）の取扱いについて、具体的な基準等を定めるため要項を制定するとともに、国保税の減免（国民健康保険税条例第22条）の取扱基準についても、一部負担金の基準等を踏まえ現在の要項を改正する。

2 減免基準の概要

一部負担金			国 保 税		
① 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害			① 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害		
災害による損害の程度		減免の割合	災害による損害の程度		減免の割合
総所得金額 等の合計額の合算額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	前年の合計所得金額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
500万円以下の場合	2分の1	全 部	500万円以下の場合	2分の1	全 部
500万円を超え750万円以下の場合	4分の1	2分の1	500万円を超え750万円以下の場合	4分の1	2分の1
750万円を超え1,000万円以下の場合	8分の1	4分の1	750万円を超え1,000万円以下の場合	8分の1	4分の1
② 災害により死亡、重度の障害者となった時			② 納税義務者が災害により死亡、行方不明、重度の障害者となったとき		
基準生活費に対する実収入月額		減免の割合	減免事由		保険税の減免の割合
基準生活費の110%以下の場合		全 部	死亡、行方不明	全 部	
基準生活費の110%を超え115%以下の場合		10分の5	重度の障害者	10分の9	
基準生活費の115%を超え120%以下の場合		10分の3			
③ 農作物の不作、不漁等により収入が著しく減少したとき			③ 納税義務者が疾病、失業、廃業、休業、災害等による事業不振等により、収入が著しく減少し、生活困窮の状態にあると認められるとき		
基準生活費に対する実収入月額		減免の割合	基準生活費に対する収入額の平均額		減免の割合
基準生活費の110%以下の場合		全 部	基準生活費の110%以下の場合		全 部
基準生活費の110%を超え115%以下の場合		10分の5	基準生活費の110%を超え115%以下の場合		10分の5
基準生活費の115%を超え120%以下の場合		10分の3	基準生活費の115%を超え120%以下の場合		10分の3
(生活保護法第15条の規定により対応)			④ 納税義務者が生活保護を受けることとなった場合 【減免割合】免除		
(国民健康保険法第59条の規定により対応)			⑤ 少年院等、監獄等に拘禁されたとき 【減免割合】免除		

3 減免等の要件、期間等

一部負担金	国 保 税
<p>【要件】世帯の有する資産等及び能力の活用を図っても支払いが困難で、かつ世帯主等の預貯金総額が基準生活費の3か月分以下であるとき</p> <p>上記②～④は、減免事由の発生日の世帯主等につき算定した実収入月額の合計額が、対前月比の50%以下</p> <p>【期間】申請のあった月から起算して3か月以内（引き続き減免要件を備えていると認められる場合、申請により3か月を限度に延長できる。）</p> <p>※ 徴収猶予の要件及び期間要件</p> <p>【要件】実収入月額が、基準生活費の120%を超え130%以下で、納付（分納）誓約のあった場合</p> <p>【期間】申請のあった日の属する月を含めて6か月を限度</p>	<p>【減免となる国保税】（上記①～⑤の減免対象）</p> <p>① 災害を受けた日以降に到来する当該年度の納期</p> <p>② 災害を受けた日以降に到来する当該年度の納期</p> <p>③ 減免の決定した後に到来する当該年度の納期</p> <p>④ 保護を受ける日以降に到来する当該年度の納期</p> <p>⑤ 該当した日以降に到来する納期以降の本人分の税額</p> <p>※ 上記③における生活困窮の状態の要件</p> <p>【収入減少の程度】申請日の属する月の前3月における収入額の平均額が基準生活費の120%以下となり、資産等及び能力の活用を図ったにもかかわらず、保険税の納税が困難であると認められたとき、かつ世帯の預貯金総額が基準生活費の3か月分以下であるとき</p> <p>【所得制限】納税義務者及び同一世帯の被保険者の前年の合計所得金額が500万円以下、かつ当該年における合計所得金額が、前年の合計所得金額の100分の50以下</p>

議題2 水戸市国民健康保険の事業状況について

1 平成25年度国保会計の状況

(1) 国保税の収納状況

① 現年度収納状況(月別)

(単位:円)

月	H23年度			H24年度			H25年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
7月	6,936,518,200	693,920,370	10.00%	6,884,007,810	793,934,000	11.53%	7,602,087,600	898,063,900	11.81%
8月	6,946,713,568	1,554,207,008	22.37%	6,866,985,919	1,587,959,628	23.12%	7,576,895,100	1,773,436,270	23.41%
9月	6,944,950,168	2,163,870,718	31.16%	6,839,063,810	2,146,006,550	31.38%	7,594,171,300	2,422,550,720	31.90%
10月	6,942,376,668	2,734,320,128	39.39%	6,846,915,610	2,739,778,330	40.01%	7,598,342,400	3,102,070,098	40.83%
11月	6,903,046,268	3,331,280,186	48.26%	6,852,687,210	3,353,233,893	48.93%	7,604,081,700	3,764,765,951	49.51%
12月	6,906,497,268	4,253,029,815	61.58%	6,853,101,810	4,196,876,588	61.24%	7,614,593,000	4,734,654,179	62.18%
1月	6,911,912,968	4,514,600,122	65.32%	6,866,704,010	4,548,471,253	66.24%	7,637,709,600	5,134,795,660	67.23%
年度末	6,857,708,166	5,699,350,124	83.11%	6,824,804,910	5,771,087,146	84.56%			

② 現年度収納状況(1世帯, 1人当たり)

(単位:円)

	H23年度				H24年度				H25年度			
	1世帯当たり		1人当たり		1世帯当たり		1人当たり		1世帯当たり		1人当たり	
1月末	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
	157,830	103,089	88,500	57,805	157,739	104,485	89,259	59,124	175,367	117,899	100,490	67,559
年度末	1世帯当たり		1人当たり		1世帯当たり		1人当たり		1世帯当たり		1人当たり	
	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額	調定額	収納額
	156,816	130,327	88,002	73,137	156,917	132,690	88,869	75,148				

(2) 医療費の動向

① 保険給付費支出額（月別・速報値）

（単位：円）

月	H24年度	H25年度
4月	123,355,121	132,441,598
5月	1,480,932,920	1,456,536,253
6月	1,430,602,301	1,442,940,799
7月	1,409,190,366	1,428,786,441
8月	1,381,283,298	1,435,453,472
9月	1,425,583,377	1,504,683,419
10月	1,458,924,266	1,417,192,326
11月	1,340,265,556	1,329,476,239
12月	1,485,903,150	1,471,206,386
1月	1,419,381,520	1,409,543,937
合計	12,955,421,875	13,028,260,870

② 保険給付費月別支出額（1人当たり・速報値）

（単位：円）

月	H24年度	H25年度
4月	1,590	1,729
5月	19,144	19,070
6月	18,517	18,905
7月	18,262	18,779
8月	17,945	18,917
9月	18,566	19,832
10月	18,993	18,677
11月	17,491	17,588
12月	19,428	19,508
1月	18,612	18,690
合計	168,404	171,547

2 国保会計収支改善の取り組み状況

(1) 特定健康診査等の受診率向上

第2期特定健康診査等実施計画に基づく取組（P6～P7）を参照

(2) ジェネリック医薬品の使用促進

平成25年8月に差額通知を発送（対象者 1,095名）
年度内に2回目の通知を行う。

ジェネリック医薬品使用状況推移

（単位：円）

使用 年月	合計					
	数量			金額		
	全体	後発品	割合	全体	後発品	割合
H23. 8	109,585	21,291	19.4%	234,331,495	18,093,402	7.7%
H24. 3	123,665	25,198	20.4%	254,843,213	22,015,339	8.6%
H24. 8	107,595	25,010	23.2%	219,812,632	21,869,425	9.9%
H25. 3	123,469	28,541	23.1%	254,691,202	25,952,315	10.2%
H25. 8	106,644	26,465	24.8%	233,742,564	24,633,449	10.5%
H25. 9	104,969	26,077	24.8%	223,099,764	24,231,152	10.9%
H25. 10	119,804	30,441	25.4%	251,367,069	27,189,874	10.8%
H25. 11	117,164	30,145	25.7%	240,365,445	27,047,754	11.3%

(3) その他

療養費のレセプト(柔道整復分)点検を開始

・医療レセプトと突合し、疑義があるものについては返戻を行う。

平成26年1月末 現在 37,571件点検確認 返戻数 30件

※参考 療養費(柔道整復分)件数 H24年度 23,926件

・患者調査の実施(平成25年11月)

対象者 3部位の施術を3か月(月20日)以上受診している被保険者 55名

議題3 平成26年度税制改正への対応について

1 平成26年度税制改正の大綱(平成25年12月24日閣議決定)の内容(国民健康保険関連)

- 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円(現行:14万円)に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円(現行:12万円)に引き上げる。
- 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主数を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を45万円(現行:35万円)に引き上げる。

2 今後の対応(案)

- 通常国会での地方税法改正案の成立及び地方税法施行令の改正政令の施行(平成26年3月下旬の予定)に合わせ、水戸市国民健康保険税条例の関連規定を改正する。

【参考】平成26年度からの税率等(課税限度額の改正)

ア 基礎課税額(医療保険分)

区分		現行	改正後
税率	所得割額	100分の7.15	100分の7.15
	被保険者均等割額	23,000円	23,000円
	世帯別平等割額	26,000円	26,000円
課税限度額		510,000円	510,000円

イ 後期高齢者支援金等課税額(後期分)

区分		現行	改正後
税率	所得割額	100分の2.35	100分の2.35
	被保険者均等割額	7,000円	7,000円
	世帯別平等割額	9,000円	9,000円
課税限度額		140,000円	160,000円

ウ 介護納付金課税額(介護分)

区分		現行	改正後
税率	所得割額	100分の2.05	100分の2.05
	被保険者均等割額	9,500円	9,500円
	世帯別平等割額	5,500円	5,500円
課税限度額		120,000円	140,000円

第2期特定健康診査等実施計画に基づく取組

(1) 特定健康診査の受診率向上対策

第2期計画の内容		取組実績
受診率向上対策	取組内容	平成25年度
① 受診対象者等のニーズの把握等	市のホームページ等を利用し、受診対象者等のニーズ把握やアイデア募集などのためのコーナーを設けます。	・ホームページに意見やアイデア募集のコーナー設置に向け作業中。
② 国民健康保険への新規加入又は保険証の更新の際に、特定健康診査等の案内を行い、市民に周知する機会を増やします。	本市国民健康保険への新規加入又は保険証の更新の際に、特定健康診査等の案内を行い、市民に周知する機会を増やします。	・新規加入者に説明書配布。 ・26年度保険証送付にチラシを同封(3月発送予定)。 ・6月受診券発行に合わせ市のホームページのトップページに記事掲載。 ・「広報みと」6月1日号に特集記事掲載。 ・常盤・内原地区において防災無線を活用した周知放送。 ・三の丸臨時庁舎市民器モニターに特定健康診査について放映。 ・7月13日茨城放送にて特定健康診査周知放送。 ・9月26日NHK水戸放送局にて周知放送。 ・「よみうりタウンニュース」7月号、「月刊みと」9月号、「月刊ぶらざ」11月号に特定健康診査について記事掲載。
③ 市広報紙及びホームページによるPR	特定健康診査等に関する記事を定期的に市広報紙「広報みと」へ掲載するとともに、ホームページへの掲載記事の充実を図ることにし、市民に周知する機会を増やします。	・10月に9月末健康診査データを元に勸奨地区を決め未受診者に10月28日以降の受診勧奨はがき発送。 ・11月に10月末健康診査データを元に、掘原市民センター地区未受診者に電話による受診勧奨。 ・1月に12月末までの健康診査データを元に、平成23年度もしくは平成24年度の受診者で、平成25年度未受診者にはがきによる受診勧奨をし、電話番号把握者(総合健康協会所有)のうち60歳以上の対象者に電話による再勧奨。
④ ハガキ通知による受診勧奨	過去3年間特定健康診査を受診していない人や40歳代及び50歳代の人、隔年受診者などを対象に、受診の必要性を意識付ける内容のハガキを複数回送付し、徹底した受診勧奨を行います。	・平成25年11月末現在再発行者に受診履歴確認し受診勧奨電話。
⑤ 電話による受診勧奨	受診券の再発行依頼をしてきた人や比較的に在宅している人などを対象に、電話での受診勧奨を行います。	・特定保健指導勧奨づけ支援対象者を中心に訪問。
⑥ 家庭訪問による受診勧奨	未受診者が多い地区等を中心に家庭訪問による受診勧奨を行います。	・「水戸商工会議所会報」8月号、12月号に特定健康診査についての記事掲載。 ・「常遊商工会会報」11月号に、水戸市の特定健康診査についての記事掲載。 ・8月29日、10月2日農業者健康診査について、水戸農業協同組合、JA茨城厚生連、水戸協同病院健康管理センターと話し合い。 ・「水戸市勤労者福祉サービスセンターNews」3月号に特定健康診査について記事掲載。
⑦ 地域ボランティアや関係団体との連携による受診勧奨	保健推進員や生活改善推進員等の地域ボランティアをはじめ、農業や商工業等の関係団体等と連携し、受診勧奨を行います。	・8月28日水戸市医師会理事会において茨城県厚生総務課国民健康保険室と水戸市役所国保年金課と保健センターで医療機関における受診勧奨依頼。 ・11月水戸市内特定健康診査医療機関に、FAXにより医療機関受診者への特定健康診査受診勧奨について依頼。 ・11、12月水戸市内受診者の多い14医療機関を訪問し、受診勧奨依頼。
⑧ 健康実施機関との連携	健康実施機関と連携し、改善すべき点などの点検を行い、特定健康診査の実施方法についての検討を行います。また、医療機関健診の受診率向上を図るため健診対象者には、かかりつけ医から必要に応じて特定健康診査等の必要性を説明してもらうなど、受診勧奨の充実を図ります。	

③ 実施体制等の検討	受診者の利便性と受診率の向上を図るため、実施期間、健診実施機関等の受診環境づくりや自己負担金のあり方など、実施体制等について十分に検討します。	受診者の利便性や実施期間など受診環境づくりについて、保健センターと定期的に検討。
------------	---	--

(2) 特定保健指導の実施率向上対策

第2期計画の内容		取組実績
実施率向上対策	取組内容	平成25年度
① 健康診査実施機関との連携による特定保健指導同日実施の検討	特定保健指導の未利用者対策の一環として、特定健康診査の実施時(結果通知の面談時等)において特定保健指導を同時に行う方法等について、健診実施機関との連携のもとで検討していきます。	特定健診受診者に特定保健指導の理解を深めるため、集団健診受診者で腹囲等の特定保健指導該当者に面接と周知チラシの配布を実施。
② 市と保健指導実施機関との連携による実施率向上	動機付け支援を行っている市と積極的支援を行っている保健指導実施機関との連携により、情報共有を図りながら特定保健指導の実態に見合った実施率向上対策を進めていきます。	特定保健指導動機付け支援の対象者に対し、健診結果説明と動機付け支援を訪問により実施。 ・動機付け支援と積極的支援の実施環境づくりについて、保健センターと定期的に検討。
③ 市広報紙及びホームページ、ハガキ電話勧奨PRによる利用等	特定健康診査の受診率向上対策と合わせ、特定保健指導の実施率向上を図るため、市広報紙、ホームページ、ハガキ、電話等による利用等勧奨を行います。	8月に6月受診分の集団健診及び医療機関健診の動機付け支援対象者に対して、封書による周知文を送付し、受診勧奨。電話による再勧奨実施。 9月に8月集団健診受診者の動機付け支援対象者より、訪問による動機付け支援実施。
④ 各種関連計画による施策と連携	市の健康増進計画・食育推進計画などの各種関連計画における施策との連携を強化して、より効率的に、実効性のある保健指導の実施率向上等の対策を進めていきます。	保健センターと定期的に検討。

(3) その他

- ・特定健康診査受診券とがん検診受診券を一括して対象者に送付する。
- ・国保年金課と保健センター担当職員で構成する会議を定期的に開催し、未受診者対策や健診の実施体制等を協議する。